## 諸外国における自白事件等を簡易に処理するための制度

アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				17
有罪答弁	有罪答弁	(有罪に関する事前 承認のための出頭)	簡易手続 (刑訴法417条以下)	簡易公判手続 (刑訴法286条の2等)
罪状認否手続(アレインメント) において,被告人が有罪答弁又 は不抗争答弁(有罪は認めない が争わない旨の答弁)をした場 合,公判廷における事実審理を 経ることなく,量刑審理に移行す	罪状認否手続(アレインメント) において,被告人が有罪答弁を した場合,公判廷における事実 審理を経ることなく,量刑手続に 移行する。	(刑訴法495-7条以下) 被疑者が軽罪について有罪性を自認したときは、検察官において、弁護人立会いの下、一定の軽微な刑を提案することができる。被疑者側	刑事裁判官(単独裁判官)又は 参審裁判所の手続において,事 実関係が簡単又は証拠が明白で 即時の審判に適している場合に 検察官の申立てにより行われ	被告人が公判廷で公訴事実を自認したときは、裁判所の決定により、簡易公判手続により審判することができる。同手続では、簡易な方法による証拠調べが行われる。
る。 ※ 2010年の連邦裁判所にお ける終局人員9万8311人中, 8 万9741人(91.3%)が有罪答	※ 2009年の統計によれば、 刑事法院において答弁を行った 被告人10万1277人のうち、7 万1442人(約70.5%)が有罪 答弁をした。	がこれを受け入れ、裁判所が検察官から提案された刑を承認する決定をすると、確定判決と同一の効果を有する。	る。証拠調べにおいて、証人等の 尋問に代えて、前に行われた尋 問の調書又は書面による供述を 含む文書を朗読することができ る。1年を超える自由刑又は改善	<ul><li>※ 2010年の処理人員数は、4 万1832人(刑事公判事件処理人 員数27万7400件のうち約15%)</li></ul>
弁又は不抗争答弁により有罪と され、刑を宣告された。		※ 2009年の統計によれば、裁判 所の軽罪既済件数のうち約12%の 6万2757件がこの手続で処理され た。(なお、軽罪既済件数は、裁判所 の全既済件数のうち約57%を占め る。)	保安処分は、この手続によっては科することができない。 ※ 2010年の統計によれば、同年の区裁判所終局件数約79万件のうち、簡易手続によるものは	略式手続 (刑訴法448条以下) 地裁の管轄に属する事件につ き、検事の請求により、公判手続な
		簡易手続 (刑訴法495条以下·524条以下)	1万7849件(約2.2%)。  略式手続	く略式命令で被告人を罰金, 科料 又は没収に処することができる。略 式命令の告知から7日以内に正式 裁判の請求をすることができる。
		違警罪及び一部の軽罪については、簡易手続に付することができる。 簡易手続を選択する検察官は、裁 判官に事件記録及び請求書を送付し、裁判官は、弁論を経ることなく、刑	(刑訴法407条以下) 刑事裁判官(単独裁判官)によ る手続又は参審裁判所の管轄に 属する手続において,軽罪につい	※ 2010年の処理件数は、約88 万3000件。
		の免除又は罰金刑の言渡しを内容と する略式命令をもって裁判をする。	て検察官の書面による請求があるときは、公判を経ることなく、書面による略式命令で犯罪に対する処分(罰金等のほか、被告人に	即決審判 (即決審判手続法) 軽微な事件について, 正式捜査
		※ 2009年の統計によれば、裁判 所の軽罪既済件数のうち約26%の 13万9093件、違警罪既済件数のう	会処分(罰金等のはか、被告人に 弁護人があるときは、執行猶予を 付した1年以下の自由刑も可。)を	と裁判を経ずに、警察署長の裁判 所への請求により、迅速な手続で

13万9093件, 違警罪既済件数のう

ち約67%の27万7186件が、それ

ぞれこの手続で処理された。(なお、

違警罪既済件数は、裁判所の全既

済件数のうち約43%を占める。)

定めることができる。

51万2498件)

※ 2010年の統計によれば, 年

間の申立件数は53万3732件

(なお, 同年の正式起訴の件数は

※ 2010年の処理件数は,約6 万1000件。

20万ウォン以下の罰金, 拘留等

に処することができる。